

沖縄県外来種対策行動計画に基づく  
ニホンイタチ 防除計画

令和2年3月

沖 縄 県

## 1 背景と目的

ニホンイタチは本州、四国、九州とその周辺島嶼の固有種です。おもに小型の哺乳類の捕食者である本種は、ネズミ類による農業被害などに対する対策として北海道や伊豆諸島南部、そして南西諸島の多くの島に導入されました。沖縄県においては1957年～1971年にかけて、沖縄諸島・大東諸島・宮古諸島・八重山諸島などの21の有人島に約12,000頭が放されました。現在では、少なくとも座間味島、阿嘉島、慶留間島、外地島、南北大東島、宮古島、伊良部島、下地島、池間島、多良間島、波照間島の12の島に個体群が存続しています。

ニホンイタチによる捕食は、南西諸島における在来陸生動物の個体数減少や絶滅をもたらしてきた可能性が以前から指摘されています。座間味島や宮古諸島では希少爬虫類や両生類等が多数捕食されている実態が明らかとなり、その影響の大きさが危惧されています。

沖縄県では「沖縄県外来種対策指針」に基づいた「沖縄県対策外来種リスト」を作成し、生態系等に重大な影響を及ぼす外来種の対策を推進しています。ニホンイタチは、生態系に著しく悪影響を及ぼすことから、外来種リストの中でも優先順位の高い「重点対策種」として指定され、重点的に防除を実施する必要がある種とされました。

そこで、本防除計画は、生物多様性の保全を図るために必要な計画を策定し、日本イタチによる生態系への影響を排除もしくは低減させ、効果的で継続的な防除を実施することを目的とします。

## 2 概要

### (1) 和名等

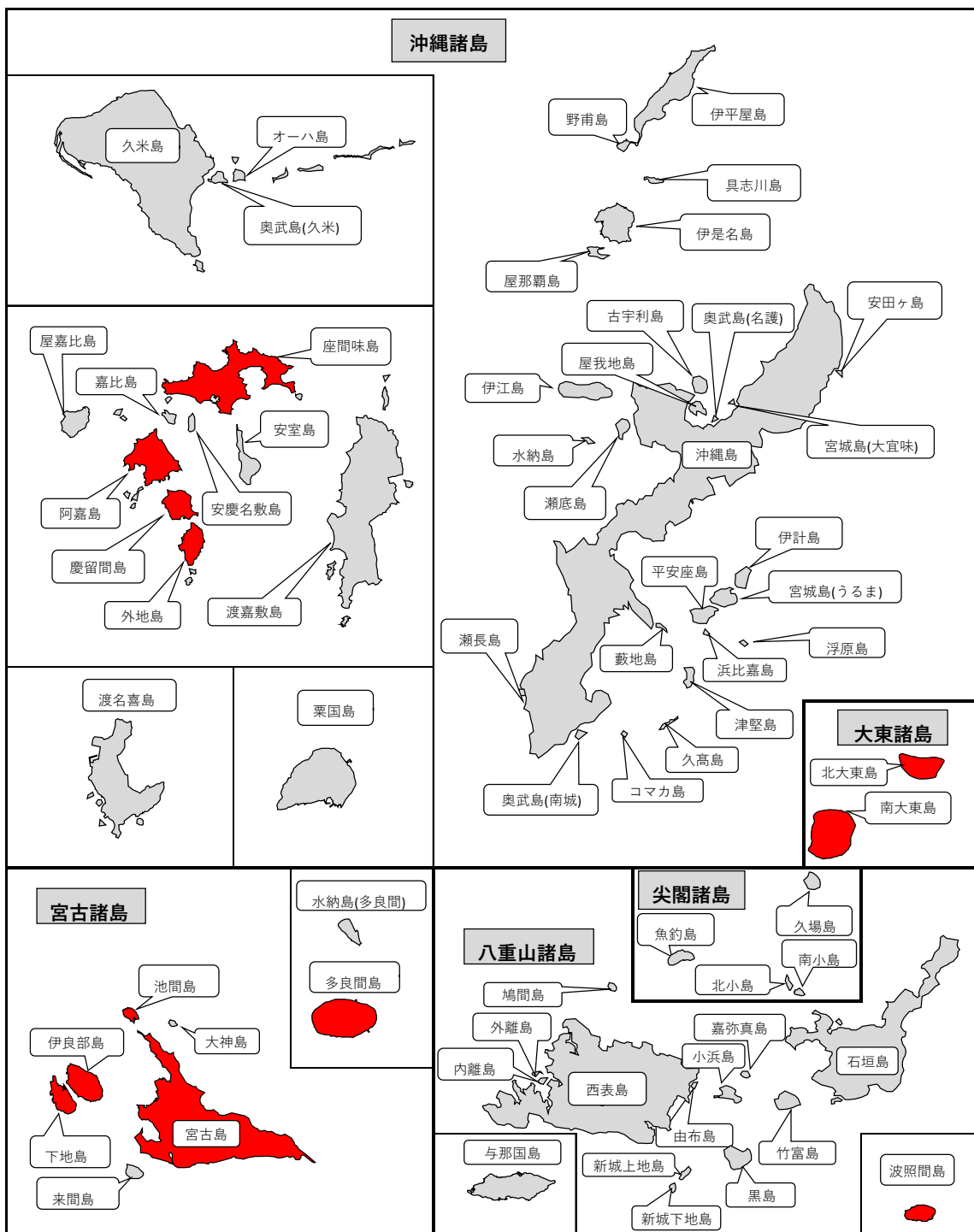
食肉目イタチ科

ニホンイタチ (学名 *Mustela itatsi*)

### (2) 分布

原産地：日本の本州、四国、九州および周辺離島

県内の分布確認状況：座間味島、阿嘉島、慶留間島、外地島、北大東島、南大東島、宮古島、伊良部島、下地島、池間島、多良間島、波照間島



ニホンイタチの生息が確認されている島

赤色で塗った島は生息が確認されている島を示す。

(3) 形態・生態

オスとメスでは体の大きさが大きく異なり、オスは頭胴長 27~37 cm、メスが 16~25 cm、尾長はオスが 12~16 cm、メスが 7~9 cm、体重はオスが 290~650g、メ

スが115～175gと性的二型がはっきりとしています。本土では主な生息地は平野部で、交尾期が4～5月、九州では年2回の繁殖期があるとされています。主に夜行性で、一年を通して活動し、カエル、ネズミ類、鳥類、昆虫類、甲殻類、魚類など幅広い食性を持ちます。



ニホンイタチ

### 3 指定の状況

特定外来生物	—
我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト	緊急対策外来種
日本の侵略的外来種ワースト100	○
世界の侵略的外来種ワースト100	—

### 4 生態系等への影響

ニホンイタチを導入した地域では爬虫類などが大きく減少し、生態系への被害が大きいことが知られています。琉球列島でのニホンイタチの食性調査については座間味島や宮古諸島で報告がされており、脊椎動物を中心に様々な生物を捕食しています。宮古諸島では哺乳類、鳥類、両生爬虫類、無脊椎動物、果実など幅広く捕食している実態が明らかとなり、絶滅危惧種のミヤコカナヘビやキシノウエトカゲ、ミヤコヒメヘビなどが糞から検出されています。

また、有識者によると、阿嘉島のケラマトカゲモドキ、伊良部島及び下地島のミヤコカナヘビやキシノウエトカゲ、波照間島のキシノウエトカゲについては島での絶滅リスクが非常に高いとし、減少の要因の一つにニホンイタチが関与している可能性が指摘されています。

## 5 目標

沖縄県外来種対策行動計画に基づく防除目標のカテゴリー

→ **目標 B 重要区域からの排除** (宮古諸島)

### ◎宮古諸島からの排除

宮古諸島は固有の生物相を有し、希少な生態系を保全する必要があることから、その脅威となるニホンイタチを排除します。

## 6 対策の方針

### (1) 宮古諸島における防除の実施

宮古諸島の下地島では、わなによる全域での捕獲を実施して根絶を目指します。面積の広い宮古島及び伊良部島においては、低密度化を目指します。特に希少生物の保全を最優先とし、希少生物が多い地域からわなを配置し、捕獲を実施することで、希少生物の安定的な個体群維持を図ります。

### (2) 普及啓発

防除の目的や防除事業の内容を広く県民に知らせるために広報誌や、ホームページ等への掲載、小冊子の配布等を行うなど普及啓発に努めるとともに、地元住民から在来種の生息情報を得られるよう取り組むことや、防除が進捗した場合のニホンイタチの目撃情報の収集や捕獲に向けた協力など、関係市町村や住民と協力して防除に取り組みます。

### (3) 捕獲手法等の改良

効果的な防除を実施するため、新たに得られた知見や技術、有識者等の意見を踏まえて捕獲手法等の改良を行います。

目標カテゴリ-B：重要区域からの排除（宮古諸島）

目標：宮古諸島からの排除

対策の方針	実施項目	期間	実施地域	実施内容
宮古諸島における防除の実施	地域根絶に向けた捕獲	短期～長期	下地島	下地島全域にわなを設置して捕獲を行う。
	低密度化に向けた捕獲	短期～長期	宮古島及び伊良部島	主に希少生物の生息が多い地域からわなを設置して捕獲を実施し、希少生物の安定的な個体維持を図る。
普及啓発	県民等への普及啓発	短期～長期	イタチ生息地域	広報誌やホームページ、小冊子の配布等を通して広く県民へ普及啓発を実施し、理解や協力が得られるよう、関係機関と協力して取り組む。
捕獲手法等の改良	捕獲効率の向上	短期～長期	宮古諸島	新たに得られた知見や技術、有識者等の意見を踏まえて捕獲手法等の改良を行う。

短期は概ね3年目までの期間、長期は概ね4年目以降の期間

## 7 実施体制

効果的かつ効率的な対策のため、以下のような体制を目指し、関係機関と連携します。

- 宮古諸島における防除の実施：沖縄県環境部（市町村）
- 普及啓発の実施：沖縄県環境部（環境省、市町村、公的な研究機関、教育機関、民間団体、大学等の機関）

## 8 防除方法

防除の実施において、わなでの捕獲や探索犬を用いたモニタリングは、防除を専門的に行う従事者を中心とした専任従事者による組織的な体制を確保し、計画的に実施します。加え、専門的な技術者による希少生物の生息状況調査を実施します。

また、事業の成果及び進捗状況を適切に評価するために、専門的な有識者によってその効果を評価します。

有識者からの意見等を踏まえ、必要に応じて防除計画や事業内容の修正等を図るものとします。

### (1) 捕獲

ニホンイタチの捕獲は、生け捕り式のカゴわな、ソフトキャッチ、捕殺式の筒わな及び踏み板式わななどのトラップを用いて実施します。また、新たに捕獲手法の技術開発を行い、効果が認められたものを使用します。わなには実施主体者、連絡先などの標識を取り付け、事故防止に努めます。

### (2) 捕獲後の処置

生け捕りわなで捕獲した場合の生きたニホンイタチについては、原則として炭酸ガスなどによって適切に処置します。

捕獲個体については学術研究、展示、教育、その他公益上に必要性があると認められる場合はサンプルの提供を行います。

### (3) モニタリング

捕獲データや自動撮影カメラ、探索犬によるモニタリングを行い、収集したデータを解析し、生息状況の把握に努めます。また、得られた情報を基に、捕獲手

法の検討・見直し、防除の進捗の把握や捕獲計画の策定・修正等を行います。

また、ニホンイタチの減少により、両生爬虫類などの在来生物が回復することが期待できます。特に捕食の影響を強く受けていると考えられる種について、モニタリング調査を実施し、生息分布域等の回復状況を評価します。

## 9 防除計画の変更及び見直し

当該防除計画は3年目に中間評価を行い、5年目に見直しを実施します。なお、対策上必要と認められる場合は、随時見直しを行うものとします。